

# 町制施行50周年記念事業

## 第18回文化講演会

# 「心豊かに 自分を生きる」



### おちあけいこ 落合恵子さん(作家)

1945年栃木県宇都宮市に生まれる。株式会社文化放送を経て作家生活に入る。日本で初めて、女性の側から性暴力を告発した小説「ザ・レイプ」を発表。また、人権、教育、社会的な問題、環境問題などを、誰にとってもわかりやすく考えられる小説の形で発表している。

また執筆活動だけでなく、76年から東京と大阪に、子どもの本の専門店「クレヨンハウス」、女性の本の専門店「ミズ・クレヨンハウス」を主宰、子どもや女性に関連した月刊誌の発行や編集を行っている。

最近では、「食」の問題にも感心を持ち、安全なものおいしい、をテーマに自然食レストランをオープンさせるなど、書くだけでなく行動する作家として活動している。

主な著者は、「生命(いのち)の感受性」「自分にごほうび」「午後の居場所」等多数。

今年の第18回文化講演会では、作家の落合恵子さんをお招きします。

たくさんの人たちと「ともに考え、実行に移す」をモットーに、子どもや女性、高齢者、障害者を持つている人たちの声などを、あらゆる角度からとらえたお話をさせていただきます。この機会にみなさんも心の豊かさについて考えてみませんか。

南中学校吹奏楽部の演奏もお楽しみいただけますので、ぜひご参加ください。

【アトラクション】

南中学校吹奏楽部の演奏

講師 落合恵子さん

演題 「心豊かに自分を生きる」

日時 7月10日(土) 午後1時20分

から3時30分まで

(受付午後0時45分から)

場所 コミュニティセンター

舞台ホール

主催 白岡町・白岡町教育委員会

白岡町コミュニティ協議会

定員 260名(町内在住・在勤・在学のかた)

申込み・問合せ先 6月16日(水)から23日(水)までに次の方法で(先着順・後日整理券を郵送します)

電話と窓口

生涯学習課 社会教育係

内線2722・274

受付時間 午前9時~午後5時15分

窓口のみ

コミュニティセンター(火曜日休館)

受付時間 午前9時~午後9時

中央公民館(水曜日休館)

受付時間 午前9時~午後9時

受付時間 午前9時~午後9時

受付時間 午前9時~午後9時

受付時間 午前9時~午後9時

受付時間 午前9時~午後9時



今年もそろそろ梅雨を迎える時期となり、小・中学校1年生の皆さんも、新しい生活によりやく慣れてきたころかと思えます。

さて、教育委員会では、本年度も児童・生徒の皆さん一人ひとりの、元気で楽しい学校生活を支援するため、各学校における特色ある教育活動推進への援助や安全で安心できる学校づくりをめざした取り組みを進めてまいります。

また、教育相談や総合的な不登校対策として「さわやか相談員」の全中学校配置をはじめ、教育相談室の設置とともに教員のカウンセリング技能向上をめざした「学校カウンセリング初・中級研修会」等を実施してまいりましたが、さらに、本年度からは、不登校児童

生徒の学校生活への適応をめざした「白岡町教育支援センター」を開設しました。

教育支援センターでは、不登校児童生徒が当センターでの活動を通して自立を図り、学校復帰ができるよう支援に努めるほか、学校復帰への意欲を高めるための補充学習・不安や悩みの解消をめざしたカウンセリング等を実施します。また、学校復帰だけを目標とするのではなく、集団や社会への適応能力を高め、将来における「社会的自立」の達成を目標にしています。

当センターの開設時間は月曜日から金曜日(祝日・長期休業日の一部を除く)の午前9時30分から午後3時です。



教育支援センター

問合せ先 教育支援センター

☎(93) 6850



# 開かれた町政を 推進します

情報公開制度

個人情報保護制度

## 情報公開制度とは

開かれた町政を推進するために、公文書などの町政情報を、皆さんからの請求に応じて積極的に公開していくこうとする制度です。

個人情報などの例外的に非公開とするものを除いて「原則公開」としています。

## 個人情報保護制度とは

町が保管する個人情報の収集、保管及び利用に関して具体的なルールを定め、プライバシーの保護を図るとともに、自己情報を本人の請求に応じて開示するものです。

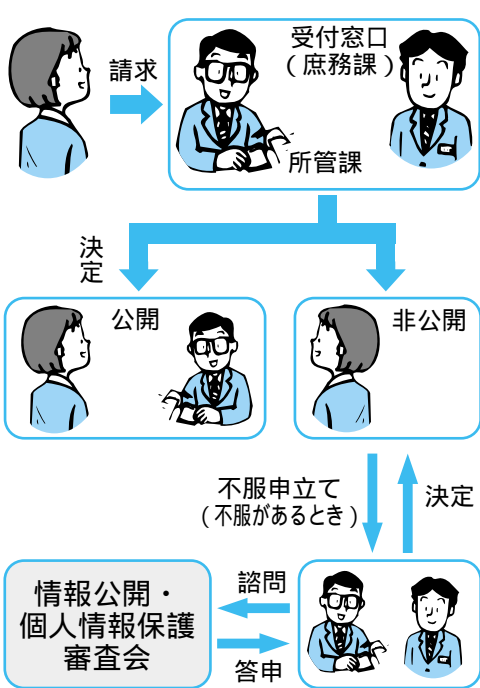
申請、相談、問診などから得た個人情報は、その目的の範囲を超えて利用したり、外部機関に提供したりすることを禁止しています。

## 積極的な情報提供

町では、両制度によらないでも、情報を積極的に提供しよう努めています。お気軽に窓口でご相談ください。



## 請求から公開(開示)までの流れ



### 1 情報の検索

知りたい情報や確認したい個人情報があるときは、受付窓口(庶務課)にご相談ください。  
また、庶務課と町政情報コーナー(役場庁舎1階アトリウム内)には、町政情報検索資料や個人情報保管等登録票などがありますのでご利用ください。

### 2 請求の方法

所定の請求書に必要事項を記入します。自己情報の開示・訂正などの請求には、本人であることを明らかにする書類(運転免許証など)が必要です。

### 3 請求に対する決定

町では、請求を受けてから15日以内に公開するかどうか、また、自己情報について開示や訂正を行うかどうかを決定します。  
決定内容に不服がある場合には、不服申し立てをすることができます。

### 4 閲覧・写しの交付

所管課で情報を閲覧できます。自己情報の開示の際には、本人であることを明らかにする書類が必要です。  
手数料は、原則として無料です。なお、コピー代は、1枚10円で、郵送を希望される際の費用は実費となります。

## お知らせ!

平成15年度  
情報公開制度・  
個人情報保護制度  
の運用状況

### 1 情報公開請求・申出の受付処理件数

請求の種類	受付件数	処理の状況
公開請求	5件	公開5件
任意的公開申出	2件	公開1件 部分公開1件
計	7件	

### 2 自己情報の開示請求の受付処理件数

請求の種類	受付件数	処理の状況
開示請求	68件	全部開示68件 一部開示0件
計	68件	

### 3 個人情報の保管等登録件数

個人情報保管等登録票  
(町が個人情報を収集する場合に登録)  
1,868件  
個人情報目的外利用・外部提供登録票  
(収集目的外利用又は外部に提供する  
場合に登録)  
107件

問合せ先 庶務課 庶務担当

内線343